

◇特別職の非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例施行規則の一部を改正する規則

- 1 大阪市住居における物品等の堆積による不良な状態の適正化に関する条例に基づく調査対象者に対する質問等の業務を行う医師の報酬の額等を改定することにしました。
- 2 その他必要な規定の整備を行うことにしました。
- 3 この規則は、公布の日（令和6年3月29日）から施行し、令和5年4月1日から適用することにした。ただし、一部の規定は、令和6年4月1日から施行することにした。

（総務局人事部給与課）